

**えびの市**  
**配偶者等からの暴力の防止**  
**及び被害者支援計画（案）**

# 一 目 次

|                |    |
|----------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 59 |
|----------------|----|

1 計画策定の趣旨

2 計画の性格

3 計画の期間

|                   |    |
|-------------------|----|
| 第2章 配偶者等からの暴力について | 60 |
|-------------------|----|

1 配偶者等からの暴力とは

(1) 配偶者等からの暴力とは

(2) 配偶者等からの暴力の特徴

(3) 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害

(4) 根底にある男女の不平等な関係

2 配偶者等からの暴力の実態

3 配偶者等からの暴力に対する取組の状況

(1) 国における取組

(2) 宮崎県における取組

(3) えびの市における取組

|                     |    |
|---------------------|----|
| 第3章 計画の基本的な考え方と基本目標 | 63 |
|---------------------|----|

1 計画の基本的な考え方

2 計画の基本目標

3 計画の体系

|           |    |
|-----------|----|
| 第4章 計画の内容 | 66 |
|-----------|----|

基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会意識の醸成

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制の確立

基本目標Ⅲ 被害者の安全と安心の確保

基本目標Ⅳ 被害者への自立支援の充実

|             |    |
|-------------|----|
| 第5章 計画の推進体制 | 73 |
|-------------|----|

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力は、個人の尊厳を害し、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ですが、その被害者は多くの場合女性であり、男女の不平等な関係が暴力の背景にあります。

本市は、えびの市男女共同参画推進条例に基づき、すべての人が性別にかかわらず、その人権が尊重され、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野で平等に参画し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、全庁的に取組を進めています。

個人の尊厳を傷つけ、男女平等を妨げる配偶者等からの暴力は、男女共同参画社会の実現を阻害する行為であり、根絶すべき重要な課題です。

そのため住民一人ひとりが、暴力を許さない社会づくりに努めるとともに、国・県・近隣自治体及び関係機関・団体と連携・協力を図り、一体となって配偶者等からの暴力の防止及び被害者の適切な保護の総合的かつ計画的に取り組むため、「えびの市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定します。

## 2 計画の性格

- (1) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として策定します。
- (2) この計画は、えびの市男女共同参画推進条例第8条の遵守を徹底するための計画として位置づけ、えびの市男女共同参画基本計画の重点分野の一つで、「あらゆる暴力の根絶と人権の尊重」に対応しています。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から30年度までの5年間とします。

ただし、期間中に「配偶者暴力防止法」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合などには、必要に応じて見直すこととします。

## 第2章 配偶者等からの暴力について

---

### 1. 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス/DV)とは

#### (1) 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス/DV)とは

配偶者、恋人、同棲相手、元配偶者、以前付き合っていた恋人など、親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力のことです。配偶者等からの暴力には、殴ったり蹴ったりするなど直接何らかの有形力を行使する身体的な暴力、心ない言動により相手の心を傷つけるなど精神的な暴力、嫌がっているのに性的行為を強要するなど性的な暴力、経済力を奪う等経済的な暴力など様々な形態が存在します。

#### (2) 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス/DV)の特徴

配偶者等からの暴力は、外部からの発見の困難なところで行われることが多いことや、「家庭内の問題」、「個人的な問題」という社会的な無理解により潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化ならびに継続化し、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

#### (3) 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス/DV)は、社会的、経済的、肉体的に優位に立つ者が、立場の弱い者を様々な暴力で支配しようとする行為であり、個人的な問題の範囲を超え、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する重大な社会問題です。

#### (4) 根底にある男女の不平等な関係

男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等により、女性を対等なパートナーと見ない女性蔑視の意識や、夫が妻に暴力をふるうのはある程度仕方ないといった考え方などが社会の根底にあり、暴力を生み出す背景になっています。

### 2. 配偶者等からの暴力の実態

平成24年度に実施した「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」によると、配偶者等から暴力を受けた経験の有無については、「暴力を受けた経験はない」(45.9%)、「無回答」(25.9%)を除き、28.2%の人が何らかの暴力を受けた経験があると回答しています。また、その時の相談先と

して「家族・親戚に相談した」(21.0%)、「友人・知人に相談した」(14.0%)となっていますが、「誰にも相談しなかった」と回答した人が最も多く50%でした。

### 3. 配偶者等からの暴力に対する取組の現状

#### (1) 国における取組

国においては、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識のもと、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)が制定されました。その後、同法は3度にわたり改正されました。

平成16年の法改正においては、国及び地方公共団体の責務として、自立支援を含む被害者の保護が明示されました。

また、平成19年度法改正においては、市町村における基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務になるとともに、配偶者暴力相談支援センターにおける被害者の緊急時の安全確保が明示されました。

さらに、平成25年の法改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても配偶者等からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

#### 【改正DV防止法の特徴】

| 改正年   | 法改正の特徴   |
|-------|--|
| 平成16年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻関係(事実婚含む)にある間柄の暴力だけではなく、離婚後(事実婚状態の解消後)に暴力を受ける場合も対象</li> <li>・身体的暴力に加えて、精神的暴力等も対象など</li> <li>・国及び地方公共団体の責務に、被害者の自立支援を含む被害者の保護を明記</li> </ul> |
| 平成19年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務化</li> <li>・保護申し立て対象の拡大</li> <li>・配偶者暴力相談支援センター業務における被害者の緊急時の安全確保の明記など</li> </ul>                              |
| 平成25年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用</li> </ul>   |

## (2) 宮崎県における取組

平成13年4月「DV防止法」の制定に伴い、平成14年4月から宮崎県女性相談所が「配偶者暴力相談支援センター」としての役割を担うこととなり、被害者の早期発見及び必要な保護・支援が行なわれています。

また、平成18年3月に「DV対策宮崎県基本計画」を策定し、広範多岐にわたるDVの防止及び被害者の保護のための施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、「新みやざき創造計画(宮崎県総合計画)」において、男女が互いの人権を尊重しつつ、家庭や職場、地域社会などあらゆる場面で、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すため、その根絶に取り組んでいます。

さらに、平成21年3月、DV防止法の改正内容や、県内の実情を踏まえ、「DV対策宮崎県基本計画」(改訂版)が策定されました。

## (3) えびの市における取組

平成17年7月に「えびの市DV被害者支援連絡会議設置要綱」を施行し、市関係各課及び関係機関との情報交換及び意見の交換を行い、より迅速な対応ができるよう努めています。

また、平成18年10月にはえびの市女性相談所を開設し、本市におけるDV相談窓口を明確化するとともに、市関係各課及び関係機関との連携を図っています。

さらに、平成22年4月に施行した「えびの市男女共同参画推進条例」第8条第3項において、「男女間における暴力その他の身体的又は精神的な苦痛を与える行為」を禁止する規定を掲げ、DVに関する啓発、相談・支援体制の充実に取り組んでいます。

## 第3章 計画の基本的な考え方と基本目標

### 1 計画の基本的な考え方

本計画は、「暴力を許さない、誰もが安心して暮らせる社会」をめざし、暴力の防止、緊急時の安全確保、被害者の自立支援等の施策を総合的かつ一体的に推進するため、下記のことを「基本的な考え方」として定め、各種事業に取り組みます。

めざすべき姿

『暴力を許さない、誰もが安心して暮らせる社会』

#### 基本的な考え方

- DVは重大な人権侵害であるという認識のもと、DVの防止に社会全体で取り組みます。
- 被害者の安全に配慮し、安心して相談できる環境をつくります。
- 被害者の状況や意思を尊重し、被害者の自立に向け、きめ細やかで継続的な支援を行います。
- 関係機関、民間団体との連携・協働のもとに、相談・保護・自立支援を行います。

## 2 計画の基本目標

計画の基本的な考え方を具現化するため、4つの基本目標を掲げます。

### 【基本目標Ⅰ】 暴力を許さない社会意識の醸成

DVは、個人としての尊厳を損なう人権侵害であり、決して許されない行為です。DVを許さない社会をつくるため、幅広い世代を対象に、様々な機会や手段を通じて人権教育・啓発活動を行います。

### 【基本目標Ⅱ】 安心して相談できる体制の確立

被害者が1人で悩むことなく、相談機関からの支援や助言を得られるようにするためには、まず、被害者に相談機関の存在を知ってもらうことが必要なことから、相談窓口の周知を強化する必要があります。また、一層複雑化・多様化する社会状況のもとで、被害者・加害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう、相談業務に携わる相談員の資質の向上を図るとともに、関係機関と連携を強化します。

### 【基本目標Ⅲ】 被害者の安全と安心の確保

DVの深刻化を防ぐためには、早期発見と、被害者の適切な保護、安全確保を図ることが重要です。通報義務の周知徹底により、地域住民などによる発見機能を強化するとともに、関係機関が相互に連携を図りながら迅速な対応に努めます。更に、被害者や支援者等の安全を確保するため、情報の管理を徹底します。

### 【基本目標Ⅳ】 被害者の自立支援の充実

被害者が加害者のもとを離れ、自立に向けて新しい生活を始めるためには、就労や住宅の確保をはじめ、被害者一人ひとりの状況に応じた各種支援を行う必要があります。また、被害者が心身ともに安定し、自立した生活を送れるよう支援します。

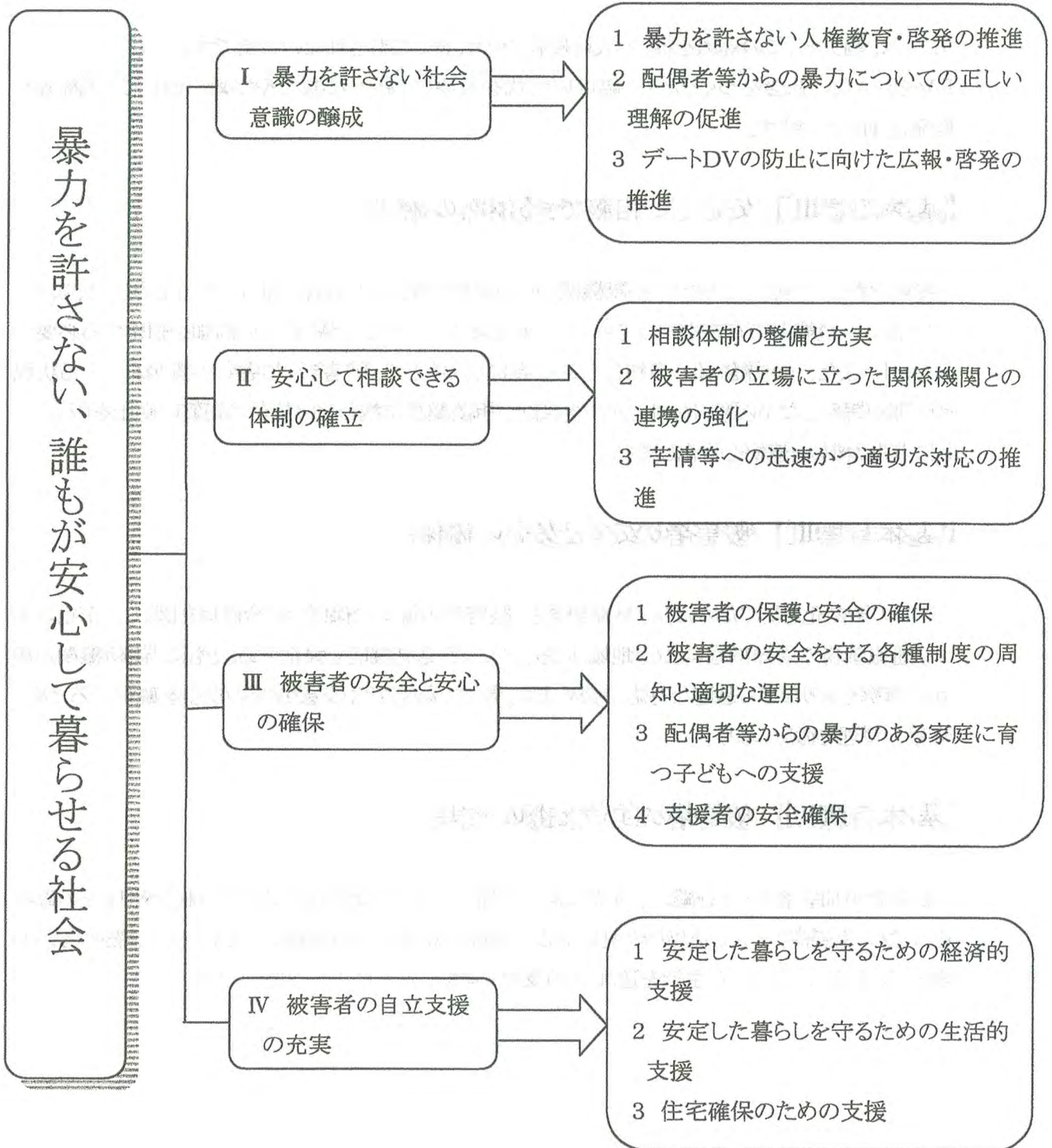


### 3 計画の体系

【めざすべき姿】

【基本目標】

【重点的取組】



## 第4章 計画の内容

---

### 基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会意識の醸成

#### 重点的取組 1

##### 暴力を許さない人権教育・啓発の推進

①「家庭、地域、職場等における人権教育の推進」 **人権啓発室、学校教育課、社会教育課**

家庭、地域、職場等において個人の尊厳及び男女平等の意識の醸成を図るとともに、男女がともに社会の対等な構成員として社会参画できるよう、人権教育及び男女共同参画に対する学習情報の提供並びに学習機会の充実に努めます。

②「学校における人権教育の推進」 **学校教育課**

児童生徒が、性別にとらわれず、お互いの個性や人権を尊重する意識や態度を育成するよう人権教育を推進します。また、教職員の男女共同参画に関する意識の高揚と指導力の向上を図るための各種研修を行います。

③「男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進」 **市民協働課**

男女共同参画の形成の阻害要因でもある固定的な役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を行います。

④「人権週間における広報・啓発」 **人権啓発室**

「人権週間」(12月4日～10日)の周知について広報紙等への掲載を行い、人権への理解を深めるため啓発活動を行います。

⑤「メディア・リテラシー向上事業」 **学校教育課、市民協働課**

メディアからの様々な情報を理解する能力や、自他の権利を尊重して行動する態度が育まれるよう、メディア・リテラシー向上のための教育を推進するとともに学習機会を提供します。

#### 重点的取組 2

##### 配偶者等からの暴力についての正しい理解の促進

①「多様な機会を捉えた広報・啓発の推進」 **人権啓発室**

配偶者等からの暴力についての正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を

徹底させるため、広報紙や市ホームページ等を活用した広報・啓発を実施します。

②「啓発リーフレットの活用」 **人権啓発室**

配偶者等からの暴力についての正しい理解を地域社会に広めるために、市及び県等が作成した啓発用リーフレットを配布します。

③「講演会や研修会の開催による啓発の実施」 **人権啓発室**

配偶者等からの暴力についての正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、講演会や研修会を実施します。

④「県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供」 **人権啓発室**

配偶者等からの暴力についての正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、県男女共同参画センターや近隣自治体における研修会等の開催日程等の情報提供に努めます。

⑤「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～11月25日)中の集中的な広報・啓発」

**人権啓発室**

配偶者等からの暴力についての正しい理解を広め、その防止に向けた市民の取組を促進するとともに、被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化することがないようにするために、広報・啓発を進めます。

⑥「被害者自ら配偶者等からの暴力に気づくための啓発活動の実施」 **人権啓発室**

被害者自ら配偶者等からの暴力を認識していないために必要な支援が受けられない被害者に対し、被害者にとってより身近で安全な場所にリーフレットや相談窓口カード等を配置し、配偶者等からの暴力についての正しい理解を得るための情報を提供します。

### **重点的取組 3**

#### **デートDVの防止に向けた広報・啓発の推進**

①「デートDV防止に関する広報・啓発の推進」 **人権啓発室**

中・高校生等の若年層を対象に、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会を提供し、啓発を進めます。

②「啓発リーフレットの活用」 **人権啓発室**

デートDVに関する正しい理解や気づきを促すために、市及び県等が作成した啓発用リーフレット

を成人式や各種イベントなどの機会を利用して配布します。

## 基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制の確立

### 重点的取組 1

#### 相談体制の整備と充実

①「えびの市女性相談所の周知」 **人権啓発室**

本市におけるDV相談窓口である「えびの市女性相談所」の周知を図ります。

②「安心して相談できる環境の整備」 **人権啓発室、福祉事務所、学校教育課、長寿介護課**

プライバシーや被害者の心情に配慮した相談室の環境づくりに努めます。

③「相談員研修」 **人権啓発室**

相談業務に携わる相談員の資質向上を図るため、男女共同参画についての研修や各種研修の機会を提供します。

④「子どもに関する相談体制の充実」 **福祉事務所**

子どもや家庭に関する様々な相談に適切に対応するため、また、地域において児童虐待の発生防止、早期発見・早期対応を行うため、関係機関との連携のもと相談体制の充実を図ります。

⑤「相談員等支援へのケアの充実」 **人権啓発室**

被害者へのよりよい支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気をつけるとともに、組織としても、その職務の特性に配慮した支援を行います。

⑥「外国人、障がいのある人、高齢者等への相談の配慮」

**人権啓発室、市民協働課、福祉事務所、長寿介護課**

外国人等の被害者からの相談にも適切な対応ができるように、市関係各課及び関係機関との連携を図ります。

### 重点的取組 2

#### 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化

①「被害者への相談体制の充実」 **人権啓発室**

被害者それぞれの状況に応じた迅速な対応ができるように関係機関が相互に協力し緊密な連携のもと被害者の意思を尊重した情報提供及び支援を行います。

②「DV被害者相談共通シートの作成」 **人権啓発室**

市関係各課においてスムーズな対応、支援ができるようにワンストップ化のためのDV被害者相談共通シートの作成について検討します。

③「えびの市DV被害者支援連絡会議の充実」 **人権啓発室**

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の救済にむけた取組を図るため、関係機関との連携を図り、情報交換を行います。

④「市関係各課の連絡体制の強化」 **人権啓発室**

DV対策庁内担当者会議を定期的開催し、適切かつ迅速な対応ができるよう連携を図ります。

### **重点的取組 3**

#### **苦情への迅速かつ適切な対応の推進**

①「苦情申出者への迅速かつ適切な対応」 **人権啓発室、関係各課**

被害者から、相談や支援等に関して苦情の申し出があった場合には、市関係各課で迅速かつ適切に対応するとともに、必要な場合は支援・連携の仕方を見直します。

## **基本目標 Ⅲ 被害者の安全と安心の確保**

### **重点的取組 1**

#### **被害者の保護と安全の確保**

①「被害者の一時保護への支援」 **人権啓発室**

被害者の一時保護に向けて、警察や宮崎県女性相談所との連携を図りながら、被害者及び子どもの安全確保に努めます。

②「警察の緊急通報装置貸出制度」 **人権啓発室**

被害者の安全確保のために、警察の緊急装置貸出についての情報提供を行います。

### ③「地域における防犯活動の推進」 市民協働課

市と市民が連携して犯罪にあわないための活動や犯罪を抑止する環境整備の充実に努め、安全・安心なまちづくりを進めるとともに、防犯意識の高揚のため、広報・啓発に努めます。

### ④「早期発見・通報体制の推進」 人権啓発室

学校関係者、医療関係者、民生委員・児童委員をはじめとする福祉関係者、人権擁護委員等、被害者を早期に発見しやすい立場にある関係者が、被害者を早期に発見し、適切な対応が図られるよう情報の提供に努めるとともに配偶者暴力防止法に基づく通報についての周知を図ります。

## 重点的取組 2

### 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用

#### ①「配偶者暴力防止法に基づく通知制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報」

人権啓発室、福祉事務所

被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために、配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して広報に努めます。

#### ②「住民基本台帳事務における支援措置の実施」 市民環境課

住民基本台帳事務における支援措置を市関係各課と連携して行います。

#### ③「国民健康保険の加入脱退手続における支援措置の実施」 健康保険課

国民健康保険の加入脱退手続における支援措置を適切に行います。

## 重点的取組 3

### 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援

#### ①「地域のあらゆる主体における子どもの見守りの連携」 人権啓発室、福祉事務所

子どもに関わる学校、保育所等様々な立場の者が子どもを見守り、子どもへの虐待があった場合は、関係機関との連携により適切な対応をとることができるよう、児童虐待防止法に基づく通告制度の周知を図ります。

#### ②「子どもへの心理的ケアのための支援」 福祉事務所

配偶者等からの暴力行為を子どもが目撃していたことにより、子どもが心に深い傷を負っているこ

とから、子どもの心身の健康を取り戻すため、家庭相談員や児童相談所等の関係機関と連携を図りながら、適切な対応を行います。

#### 重点的取組 4

##### 支援者の安全確保

###### ①「警察との連携・協力」 **人権啓発室**

相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、警察と連携・協力して、その安全確保に努めます。

###### ②「支援者の個人情報管理の徹底」 **関係各課**

相談者など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、その個人情報の管理を徹底します。

#### 基本目標Ⅳ 被害者の自立支援の充実

#### 重点的取組 1

##### 安定した暮らしを守るための経済的支援

###### ①「児童手当、児童扶養手当、生活保護等各種経済的支援制度の活用」 **福祉事務所**

経済的に困窮している被害者に対しては、各種経済的支援制度や生活保護制度の活用による支援を行います。

###### ②「各種援護制度等の情報提供及び手続きの支援」 **福祉事務所**

経済的に困窮している被害者に対しては、母子・寡婦福祉資金や生活福祉資金等貸付制度の情報提供等を行い、手続きに関する支援を行います。

#### 重点的取組 2

##### 安定した暮らしを守るための生活的支援

###### ①「各種保育サービスの情報提供・利用支援」 **福祉事務所**

各種保育サービスや育児相談等に関する情報提供による、育児の負担軽減を図ります。

②「学校や保育所等への就学・入所等の支援」 **学校教育課、福祉事務所**

市、教育委員会、学校等は加害者からの追跡等にあつて現住所に住民票を異動できない子どもが現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等ができるよう支援します。

③「ハローワークにおける職業相談等の情報提供」 **人権啓発室**

被害者にとっての就労は、経済的な自立を図り心身の回復にもつながります。ハローワークにおける職業相談等の情報提供を行います。

### **重点的取組 3**

#### **住宅確保のための支援**

①「市営住宅への優先入居」 **財産管理課**

被害者の住居の安定を図ることは、被害者が自立に向けた生活を始めるために必要です。被害者が安心して生活できる住宅を確保するため、市営住宅への優先入居に配慮します。



## 第5章 計画の推進体制

